

戦没者等のご遺族の皆様へ 第十二回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金の趣旨	今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等ご遺族の代表者お一人に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。
支給対象者	戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人にご遺族の代表として支給。 ❶ 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方 ❷ 戦没者等の子 ❸ 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。 ❹ 上記❶から❸以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等） ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
支給内容	額面27.5万円、5年償還の記名国債
請求期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで （請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）
請求窓口	大崎町役場保健福祉課 社会福祉係 ☎ 099-476-1111（内線 137・140）
その他	請求期間は上記のとおりですが、集中受付期間や場所を設定する予定です。詳細が決まり次第お知らせいたします。